

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

令和 6 年度福祉系高校修学資金 貸付事業募集要項

令和 6 年4月1日

1. 目的

この制度は、島根県の介護人材等を確保するため、島根県内の福祉系高校に在学し介護福祉士の資格取得を目指し、卒業後に島根県内で介護等の職に就こうとする高校生に対し修学資金の貸付を行い、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としています。

2. 応募資格

次のいずれの要件も満たしている方

- (1)社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第4号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校教育法に基づく島根県内の高等学校(以下「福祉系高校」という。)に令和6年度に在学される方

※令和6年4月現在の対象校:学校法人益田永島学園 明誠高等学校 福祉科

- (2)福祉系高校を卒業後に島根県内において介護職員等の業務^{※1}(以下「返還免除対象業務」という。)に従事しようとする方

※1 **8. 返還の免除**に記載している免除対象業務をご覧ください。

3. 貸付条件

- (1)貸付期間・貸付限度額

学年		1年生	2年生	3年生
貸付期間		3年間	2年間	1年間
貸付限度額				
①修学準備金	入学年次のみ	3万円		
②介護実習費	3万円/年	9万円	6万円	3万円
③国家試験受験対策費用	4万円/年	12万円	8万円	4万円
④就職準備金	卒業年次	20万円		
合計貸付限度額		44万円	34万円	27万円

※貸付金は授業料、入学金に充当することはできません。

- (2)貸付利子

無利子 ただし、返還期限後は残額に対して年3.0%の延滞利子が発生します。

- (3)連帯保証人

1名必要です。連帯保証人は父母等の法定代理人でなければなりません。

4. 募集人数・募集期間

募集期間:令和6年4月1日(月)~令和6年5月31日(金)

募集人数:35名程度

5. 借入申込方法

貸付を希望する方は、次の書類を揃え在学している福祉系高校を經由してお申込みください。

提出書類	
1	借入申込書(様式第1号)
2	世帯全員の住民票
3	連帯保証人の所得証明書または課税証明書 (※市町村長の発行するものに限る。源泉徴収票は不可)

6. 貸付決定及び資金交付

- (1)貸付決定者の選定については審査の上、貸付を決定します。決定した方、不承認になった方いずれにも通知します。
- (2)決定した方は、貸付決定通知とともに借用書を送付します。
- (3)借用書の提出を受けた後、当該年度1年分の貸付金を送金します。以降は毎年進級後に在学証明書の提出を受け、1年分の送金を行います。

※就職準備金は3年次の12月に就職の意思を確認後に送金します。大学等へ進学される方は就職準備金を辞退する必要があります。

※貸付審査結果は通知のみとし、理由開示はいたしません。

7. 貸付契約の移行

貸付を受けた方が福祉系高校卒業後に「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」(以下「返還充当資金」という。)における「充当資金返還免除対象業務^{※2}」に従事した場合は、高校修学資金から返還充当資金への借入に契約を移行していただきます。

※契約移行は一度限り可能です。契約移行された場合、移行してから新たに3年の従事が必要となります。

※2 「別添1 指定施設における業務の範囲等」及び「別添2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」から「介護職員等」の業務を除いた範囲の業務(障害福祉サービス事業所など)

8. 返還の免除

【返還債務の当然免除】

(1) 貸付を受けた方が次に該当する場合には、返還額の全額を免除します。

- ① 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、島根県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年間引き続きこれらの業務に従事したとき。
- ② 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

※返還充当資金に貸付契約を移行された方は、(1)に準じて充当資金返還免除対象業務に従事された場合免除となります。

返還免除対象業務:介護職員等の業務
下記のいずれかの事業所等で、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者
介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設
同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一訪問事業所
同号ロに規定する第一号通所事業

【返還債務の裁量免除】

(2) 貸付を受けた方が次に該当し、免除の必要があると認められる場合には、返還額の全額又は一部を免除する場合があります。

- ① 死亡し、又は障がいにより貸付を受けた高校修学資金を返還することができなくなったとき。
- ② 島根県内において貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき。

※借受人が返還できなくなった場合、相続人や連帯保証人が借受人に代わって返還をする必要があります。相続人や連帯保証人がともに返還が困難である場合やその他、真にやむを得ないと認める場合のみ債務者全員の状況を十分に把握のうえ個別に適用します。

※本人の都合や事由により免職された場合や、特別な事情がなく恣意的に退職された場合などには適用できません。

9. 返還の猶予

貸付を受けた方が次に該当する場合には、その期間中の返還を猶予することができます。

- (1)貸付契約が解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき。
 - (2)貸付決定後に在学していた福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等に進学し、在学しているとき。
 - (3)島根県内において返還免除対象業務に従事しているとき。
 - (4)災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- ※産前・産後休暇や育児休業の期間中なども返還を猶予することができます。

10. 貸付契約の解除

貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することします。

- (1)退学したとき。
- (2)心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3)学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4)死亡したとき。
- (5)虚偽の申請、報告、届出をしたとき、または不正等により貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (6)その他高校修学資金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

11. 返還

貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合には、次のそれぞれに規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に一括もしくは分割により返還することとなります。ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除きます。

- (1)貸付契約が解除されたとき。
- (2)福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録を行わなかったとき。
- (3)福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録を行ったが、島根県内で返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (4)島根県内で返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5)業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (6)本会が定めた期日までに正当な理由なく届出等を提出しなかったとき。

12. 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒690-0011

島根県松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5 階
社会福祉法人島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係
TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798
E-Mail:shikin@fukushi-shimane.or.jp



個人情報の取扱いについて ～福祉系高校修学資金の申込・利用にあたって～

島根県社会福祉協議会(以下、本会)における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」および「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「島根県社会福祉協議会 個人情報保護規程」を定めています。福祉系高校修学資金貸付事業(以下、「本事業」という)においても各規程にのっとり下記の通り運用していますのでお知らせします。

記

1. 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・返還(返済)・業務従事の状況等について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の取得について

本会は、福祉系高校修学資金の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の通り第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

①福祉系高等学校

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について在学する福祉系高等学校へ提供・照会することがあります。

②業務従事先の社会福祉施設等

返還の猶予及び免除に関わる業務従事の事実確認のために、借受人の情報について提供・照会することがあります。

③他の都道府県社会福祉協議会等福祉系高校修学資金等貸付実施主体

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

④福祉事務所

借受人等が要保護世帯に属する場合(貸付・返還中に要保護世帯となった場合を含む)、世帯の状況や申込内容、貸付・返還状況について情報を提供し、提供を受けます。

⑤市区町村行政等の機関

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村等へ提供・照会することがあります。

また、転居した場合の事実確認などのために転入出先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

⑥各種金融機関

貸付金の交付および返還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、以下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・ 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及びコンピュータに入力し個人データ(※)として本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータについては、生活支援部長を管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。

※「個人データ」とは、「個人情報」のうち、例えば氏名の50音順など一定の規則に基づいて書類を整理したり、コンピュータに入力したりするなど、簡単に検索ができるように管理・分類されているもののことです。

6. 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る)について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をした上で申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

7. 本会職員等の義務について

本会の従業者(従業者であったものを含む)は業務によって知りえた個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

8. 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当 : 島根県社会福祉協議会 生活支援部長

苦情対応責任者: 島根県社会福祉協議会 事務局長

住所: 島根県松江市東津田町1741番地3

電話: 0852-32-5953

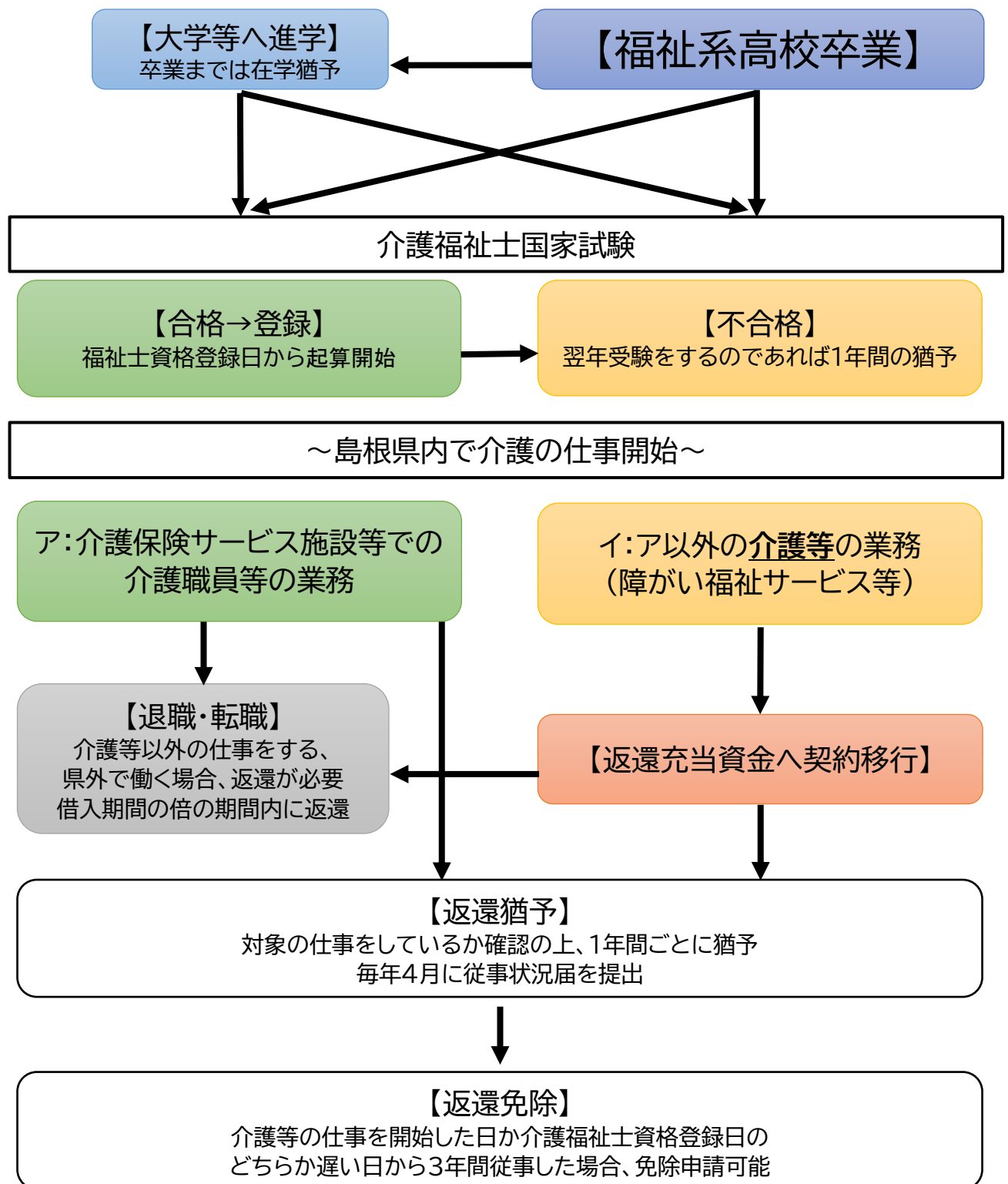
FAX: 0852-21-0798

Eメール: shikin@fukushi-shimane.or.jp

令和6年度福祉系高校修学資金スケジュール

時期	申請者	高等学校	県社協
3月末頃		② 生徒へ募集周知	① 募集の案内
4月～5月末	③ 申請書類の提出 ・借入申込書 ・住民票 世帯全員分 ・連帯保証人の所得証明書	④ 取りまとめ 「推薦者一覧」を添付して県社協へ送付	⑤ 申請書類 受理
6月	⑦ 借用書等の提出 ※借受人、連帯保証人、親権者全員分の印鑑登録証明書が必要になります。 実印の印鑑登録がない方は登録が必要となります。	⑦ 決定者通知受理	⑥ 審査 ↓ 貸付決定 高等学校と申請者の両方に通知します。
7月			⑧ 1年分 送金 1年ごとに送金をします。次年度は4月に在学証明書の提出を受けた後に送金します。
12月	⑪ 進路報告書の提出 (※3年生で就職準備金の借入者のみ提出) 進学に変更になる場合は辞退届の提出が必要	⑩ 取りまとめ 対象者へ提出案内	⑨ 進路確認依頼 ⑫ 受理⇒送金 就職者へ就職準備金の送金

福祉系高校修学資金貸付事業 卒業から返還免除までの流れ



※返還………借りているお金を返済すること。

※返還猶予…返済の開始を延期すること。

※返還免除…返済を免除すること。

福祉系高校修学資金 返還免除の対象となる事業所・施設

対象業務

- ・第一号訪問介護事業
- ・訪問入浴介護
- ・第一号通所介護事業
- ・認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
- ・特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

上記以外の介護等のお仕事[※]をする場合は「福祉系高校修学資金 返還充当資金」に契約を移行していただき、3年間働く事で免除が可能となります。

※障がい福祉サービス等の介護に関するお仕事の対象